

受講生募集中

AIS (Aichi International School) では School 業務と並行して、子ども達の知識と世界を広げる保護者への子育て提案として Children's Intelligence Program (子ども英会話と Enrichment 教室) を行っています。

新年度 (2011年度) の申し込み受付期間は下記の通りです。すべての講座は年間=33回程の受講となりますが、詳細は初回受講日までにお渡しする「受講カレンダー」をご覧ください。

なお、受講料支払いは「3ヶ月分づつ」の完全前納制度、年間教材費は一括支払いです。また、新入会者は入会金 (10,500円) が必要です。受講希望者は裏面の会則を承認の上、別紙「受講申込書」に記入して、平日の午後3時~午後7時までに AIS 「職員室」まで提出してください。

■ 受付期間 ■

- 2011年3月4日まで = 2月7日時点で2010年度講座を受講中児童の継続申し込み「優先受付期間」。ただし、同一曜日の継続申し込みを最優先とし、曜日変更者は定員枠まで「抽選」採用とします。
- 2011年3月7日以後 = 新規の受講申し込み受付期間。
- いずれの講座も定員になり次第締め切ります。

(Melody 先生と生徒達)



【注意】

- 受講申し込みは、原則として2012年3月までの「年間受講」に限ります。4月以後の年度途中から受講開始の場合も同様です。
- なお、年度途中での「受講中止」「お休み」(受講一時停止)は所定の用紙にてのみ受け付けます。ただし、受講料「半額」負担となります。
- 受講料の支払いは、受講開始の時に「3ヶ月分の受講料」を、以下3ヶ月毎に「3ヶ月分づつ」のお支払いです。(最大、年4回払いとなります)
- なお、年度途中で受講中止の場合、上記支払い済み受講料で、受講中止分の月額料金は返金いたします。(詳細は「会則」をお読みください)

【英会話教室一覧表】

(「空き定員」は2011年2月14日現在です)

講座	Pre-Elementary		Elementary (Beginner)			Elementary (Intermediate)			Advanced	AIS Progress Class			
	2	1	1	2	3	1	2	3	A	Koalas	Kangaroos	Crocs	
曜日	木	火	水	水	月	火	木	木	火	月	月	水	
時間	17:00 } } 17:50	17:00 } } 17:50	17:00 } } 17:50	18:00 } } 18:50	19:00 } } 19:50	18:00 } } 18:50	18:00 } } 18:50	19:00 } } 19:50	19:00 } } 19:50	17:00 } } 17:50	18:00 } } 18:50	19:00 } } 19:50	
標準対象	3~4	4~5	小1~2	小3~4	小5~6	小1~2	小3~4	小5~6	中1~3	小1~2	小3~4	小5~6	
受講料	月額	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,800	8,000	8,200	8,400
	年額	66,000	68,200	70,400	72,600	74,800	77,000	79,200	81,400	85,800	88,000	90,200	92,400
教材費	詳細は後日お知らせします												
先生	Carroll Melody Marie												
募集定員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
空き定員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	

(注)「教材費」は年額(一括払い)です。表示価格はすべて「税込み」表示です。全ての講座は「8月=夏休み休講」です。

【Enrichment Class 一覧表】

(「空き定員」は2011年3月1日現在です)

講座	絵画	トムソヤ		マークT	サッカー		日本舞踊			日本語	フランス語	中国語	ESL		Violin			
	ピカソ	トAC	ルック	アクトア	1	2	ファミカクラブ			グループ	ベティタクラブ	ニハカラブ	プライベート		グループ/プライベート			
曜日	火	木	金	年4回	月		月			火	金	火	金	月~木		火と水		
時間	16:10 } } 17:40	16:10 } } 17:10	16:10 } } 17:10	週末 日帰り アクトア	16:00 } } 16:30	16:30 } } 17:15	15:20 } } 16:05	16:15 } } 17:00	15:20 } } 16:05	16:15 } } 17:00	15:20 } } 16:05	15:00 } } 16:00	16:00 } } 17:00	16:00 } } 17:00	15:30~ 1時間 応相談	15:30~ 30分 応相談	各種あります 別紙 をご覧ください	
標準対象	4~44	Inter	Be	小4以上	4歳~	初等部	Be3歳~	Be初等	In3歳~	In初等	3歳~	4歳~	初等部	Be3歳~	In3歳~	5歳~	3歳以上	
受講料	一回	3,885	3,150	8,400	2,625	2,940	2,940			2,940	3,150	3,150	7,350	3,150	各種			
	月額	11,655	9,450	年4回	7,875	8,820	8,820			8,820	9,450	9,450	必要回数	各種				
教材費	実費	31,500	なし	実費	21,000			10,500	21,000	10,500	なし	10,500						
先生	ソール	後藤伸二		リード・マーク	長田美保			日津理	ジュリア・ムン	孫洋	メロディ・ローレ	渡辺唯晴						
募集定員	10	7	7	20	3名以上	3名以上	3	3	3	3	5	7	7	7	7	各2	6	別紙
空き定員	10	7	7	20	3名以上	3名以上	3	3	3	3	5	7	7	7	7	各2	6	別紙

(注) Be=Beginner(初めての受講者)、In=intermediate(中級者)、「トムソヤ」クラス初めての方は「ルック」となります。「ESL」の方は曜日・時間帯共にご相談ください。「マークT」「Violin」の方は別紙をご覧ください。

◆「トムソーヤ」の活躍を伝える新聞◆

◆ピカソクラブ◆

名古屋市名東区にじが丘の愛知インターナショナルスクール（キム・ルツツ校長）の子どもたちが新城市・鳳来山のふもとで輝く石を見つけ、鳳来山自然科学博物館の加藤貞亨館長の鑑定で27日、オパールを含んでいることが分かった。オパールの産出地に近い場所といひ、子どもたちは「宝物」の発見に大喜びだ。 *後報 07.11.28*

オパール 鳳来山のふもとで発見

愛知インターナショナルスクール 課外活動で

同校では、今春からボーイスカウトでの指導員の長井上栄さん(61)（春日井市柏原町）を顧問に招き、自然に学ぶ課外活動「トム・ソーヤ・キッズクラブ」を月に3回実施している。さる23日には、小学1、2年生と幼稚園年長児の7人のメンバーでオパールの産出地として知られる棚山高原から流れ出る谷川ヘイ・キャンプに出かけ、河原で「宝石探し」を楽しんだ。

年長児の井上菜々香さん(6)が見つけた石を、顧問の長井上さんが削ってみると、断面の一部がキラキラと輝いた。同博物館に持ち込んだところ、流紋岩内に出来たオパールと分かった。加藤館長は「子どもたちには貴重な経験になったでしょう」と話している。



オパールをつけた井上さん(前列中央)とトム・ソーヤ・キッズクラブの仲間たち



【 AISのご案内 】



〒: 465-0078 名古屋市名東区にじが丘3-4



Aichi International School 「 Children's Intelligence Program 」

第1条 (会員、受講児童)

- Children's Intelligence Program (以下、「当Program」という)はAichi International Schoolが通常のSchool業務と平行して行う会員制の児童English Programです。
- 本会則を承認のうえ、入会を申し込まれた方で、当Programが入会を承認した方を「会員」とします。
- 当Programにて、受講するお子さまを「受講児童」といいます。
- 入会手続きは、受講児童1名毎に必要とし、会員は受講児童の保護者に限ります。
- 会員と当Programとの契約関係は、当Programが入会を承認し、会員が入会金を納入したときに成立します。

第2条 (講座)

当Programは、会員ならびに受講児童にさまざまな講座を提供します。

第3条 (遵守事項)

当Programは、会員に対し、誠実に前条の講座業務を行うことを約します。

第4条 (入会金)

- 会員は、当Programに対し、別に定める入会金を入会申込時に支払うものとします。
- ただし、受講申し込み時点でAichi International Schoolの通学児童は入会金の支払いを免除します。
- なお、支払い済みの入会金は、その理由の如何を問わず返却いたしません。
- 同一受講児童であっても、第14条の会員資格終了の後、その後ふたたび受講することになった時は、会員は入会金の支払いを含む、再入会の手続きが必要で。

第5条 (講座の内容)

- 当Programの、受講児童にたいする講座の内容は原則的に当Program (担任講師) の方針に委ねられます。
- ただし、会員は当Programに、必要に応じて講座の内容についての具体的な説明を求めることができます。

第6条 (受講の方法)

- 受講児童は、受講開始時間に遅刻することなく当Programに来校してください。

2 受講児童は、受講中は担任講師の先生の指示に従い、他の受講児童の迷惑とならないように気をつけなければなりません。

- 受講児童は、講座終了時間後、すみやかに当Program施設から帰宅してください。
- 受講児童の見送りや出迎えの保護者は、当Schoolの他の業務や周辺の交通事情に支障がないよう協力しなければなりません。
- また、その他、必要に応じての職員の指示に従っていただきます。

第7条 (受講料、教材費)

- 会員は、当Programに対し、おのおのの受講料や教材費を支払うこととします。支払いの方法は、原則として金融機関の「自動引き落とし制度」を採用しています。
- 受講料や教材費の支払いは完全前納制とし、原則として、受講開始から3ヶ月毎の支払いとします。

第8条 (年度途中の受講開始)

年度途中の受講開始の場合も、受講料や教材費の支払いは完全前納制とし、原則として受講開始から3ヶ月毎の支払いとします。1日でも受講すればその月分の支払いが発生します。

第9条 (年度途中の受講中止)

- 年度途中で、受講を中止したい場合は、受講中止1ヶ月前までに所定の文書によって通知があれば、月割計算で受講が済んでいない月の分の受講料金と月別教材費の総額を、「銀行振込」(手数料は会員負担)にて払い戻しをします。ただし、1日でも受講すれば、その月の分は返金できません。
- なお、支払い済みの入会金・教材費はかかる理由でも返金できません。

第10条 (年度途中の一時中止、再開)

- 年度途中で、定員席を確保しておき、受講を確実に再開したい趣旨による「受講一時中止」を希望する場合も、受講中止1ヶ月前までに所定の用紙で申請することができます。
- ただし、受講一時中止期間中の、該当月分の受講料金の「半額」を徴収することとし、残りの半額および月別教材費は「繰り越し」または「返金」出来ることとします。
- また、受講一時中止の対象期間は年度内に最

大でも2ヶ月までとします。ただし、1日でも受講対象日があれば、その月は中止月とすることはできません。

- なお、「繰り越し」された総額は、新年度受講段階で新年度受講料金の一部に充当されるか、新年度受講がない場合は3月31日以後、「銀行振込」(手数料は会員負担)にて返金されるものとします。

第11条 (機密遵守)

当Programは、会員や受講児童のプライバシーに関しては他に漏洩しないことを誓約します。

第12条 (受講日の振替)

受講年度に同一の講座が複数ある場合でも、定員と設備の事情ならびに各講座の進行の不揃い等により、原則として、受講の曜日は一年間一定の曜日とし、臨時に受講日の振替はできないものとします。

第13条 (新年度の受講受付と受講継続)

- 毎年、新年度の講座受講を募集する際に、前年度講座受講中の児童を対象に、新年度継続採用用の「優先募集期間」を設けます。ただしこの期間内に、所定の書面でお申し込みがなかった場合、以後、継続採用できない事がありますのでご注意ください。
- 前記の場合でも、同一曜日への継続受講申し込み者を最優先とします。
- なお、ある講座で、曜日変更を伴う継続申し込み者が定員以上になった場合、原則として「抽選」によって採用者を決定します。

第14条 (会員資格の終了)

- 会員の資格は、所定の「受講中止届」が提出され、児童が講座を受講しなくなった日に終了となります。
- 毎年、3月31日時点までに、新年度の講座の受講申し込みをしなかった時は、3月31日付けで会員資格の自然終了とします。
- 年度途中の受講一時中止期間中は、会員資格が継続しているものとして、受講料金の「半額」徴収が所定の期間内になかった時は会員資格の終了とします。
- また、当Programからの郵送物が返送されるなど、会員の現住所が不明となり、連絡不能となった日に会員資格は自動終了されます。

5 会員が、受講児童の受講料につき、支払い期限を1ヶ月以上滞納をした場合は、会員資格を終了した上、受講児童の受講を停止することがあります。

- その他、当Programは、会員がこの会則のいずれかの条項または「運営要項」などに違反した時は、会員資格を終了させ、受講児童の受講を停止させることができますものとして。この場合、月割計算で受講が済んでいない分の受講料金と月別教材費の払い戻しをしますが、入会金と受講済みの受講料ならびに年間教材費は返金しないものとします。

第15条 (届出事項の変更)

- 会員が当Programに届出した氏名、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、お支払い口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく当Program宛に所定の届出用紙により手続きしていただきます。
- ただし、当Programが適当と認めた場合には、当Programへの電話での連絡などにより届出することもできます。

第16条 (債務の継続)

会員は、会員資格が終了した時でも、すでに発生している債務のすべてを当Programに支払わなくてはならないものとします。

第17条 (合意管轄裁判所)

本会則に基づく会員と当Programとの諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条 (会則の変更・承認)

- 本会則の変更は、当Programから変更内容を知りまたは新会則を会員に送付した後有効とします。
- また、上記通知後、受講児童が講座の受講を1回でもしたときは、会員は、変更事項または新会則を承認したものとみなします。

第19条 (規定外条項)

この会則に定めのない事項が発生したとき、またはこの会則各条項の解釈について疑義が生じたときは、会員の代表と当Programが協議して定めることとします。

第20条 (付則)

この会則は平成21年4月1日から有効です。